

# 大町市スポーツ少年団規程

## (総則)

第1条 この規程は、大町市スポーツ協会（以下「市スポ協」。）会則第28条の規程に基づいて設置された大町市スポーツ少年団に関し必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 大町市スポーツ少年団は、市内のスポーツ少年団をもって構成する。

## (目的)

第3条 大町市スポーツ少年団は、市スポ協の目的に従いスポーツ少年団の普及と育成を図りながら、少年のスポーツを振興し、心身の健全な発展を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 大町市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団組織の育成強化
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) 市内関係機関、団体との連携と交流会の実施
- (4) 優良スポーツ少年団等の表彰
- (5) その他第3条の目的達成に必要な事業

## (役員)

第5条 大町市スポーツ少年団に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 本部長  | 1名  |
| (2) 副本部長 | 若干名 |
| (3) 本部長  | 若干名 |
| (4) 代議員  | 若干名 |

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、大町市スポーツ少年団を代表し団務を統轄する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 本部長は、本部員会を組織し、大町市スポーツ少年団の団務を執行する。
- (4) 代議員は、スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算のほか、本部長の付議した事項を審議する。

## (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。但し補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、仕事が満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行う。

## (役員選出)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長、副本部長は、代議員会において選出する。

- (2) 本部員は、所属する単位スポーツ少年団から1名を選出する。
- (3) 代議員は、所属する単位スポーツ少年団から1名を選出する。
- (4) 本部長が必要と認めた場合、代議員会の承認を得てあらたな本部員を選出することができる。
- (6) 本部長、副本部長、本部員の中から、スポ協理事1名を選出する。

(大町市スポーツ少年団指導者協議会)

第9条 大町市スポーツ少年団は、指導者が相互に指導力の向上と連絡調整を図るため、大町市スポーツ少年団指導者協議会を組織する。

2 スポーツ少年団指導者協議会について必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第10条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 大町市スポーツ少年団の事務局は、市スポ協に置く。

(補則)

第12条 この規程は、代議員会において3分の2以上の同意を得たのち、市スポ協理事会の承認を得て変更する事ができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和63年5月9日から施行する。
- 2 大町市スポーツ少年団本部規程（昭和61年4月1日施行）は廃止する。

#### 規程改正経過

昭和61年	4月	1日	制 定
昭和63年	5月	9日	全面改正
平成20年	4月	14日	一部改正
平成25年	4月	16日	一部改正
令和 5年	4月	25日	一部改正